

# 第2四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

PGMホールディングス株式会社

(E05522)

# 目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
( 1 ) 【株式の総数等】	8
【株式の総数】	8
【発行済株式】	8
( 2 ) 【新株予約権等の状況】	9
( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	16
( 4 ) 【ライツプランの内容】	16
( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	16
( 6 ) 【大株主の状況】	17
( 7 ) 【議決権の状況】	18
【発行済株式】	18
【自己株式等】	18
2 【株価の推移】	18
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	18
3 【役員の状況】	18
第5 【経理の状況】	19
1 【四半期連結財務諸表】	20
( 1 ) 【四半期連結貸借対照表】	20
( 2 ) 【四半期連結損益計算書】	22
【第2四半期連結累計期間】	22
【第2四半期連結会計期間】	23

( 3 ) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	24
【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	26
【表示方法の変更】	27
【簡便な会計処理】	28
【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	28
【注記事項】	29
【事業の種類別セグメント情報】	33
【所在地別セグメント情報】	33
【海外売上高】	33
【セグメント情報】	33
2 【その他】	36
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	37
レビュー報告書	巻末

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成23年8月11日  
【四半期会計期間】 第8期第2四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)  
【会社名】 PGMホールディングス株式会社  
【英訳名】 PGM Holdings K.K.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 氏家 顯太郎  
【本店の所在の場所】 東京都港区高輪一丁目3番13号  
【電話番号】 03-6408-8800(代表)  
【事務連絡者氏名】 財務経理本部長 馬 源  
【最寄りの連絡場所】 東京都港区高輪一丁目3番13号  
【電話番号】 03-6408-8800(代表)  
【事務連絡者氏名】 財務経理本部長 馬 源  
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期 第2四半期 連結累計期間	第8期 第2四半期 連結累計期間	第7期 第2四半期 連結会計期間	第8期 第2四半期 連結会計期間	第7期
会計期間	自平成22年 1月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 1月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
営業収益(百万円)	37,347	31,414	21,915	18,561	79,519
経常利益(百万円)	1,532	259	3,822	2,307	7,846
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失( )(百万円)	16,535	2,022	19,067	163	15,297
純資産額(百万円)	-	-	82,907	76,595	80,023
総資産額(百万円)	-	-	268,562	259,964	265,194
1株当たり純資産額(円)	-	-	69,703.80	64,301.57	67,248.88
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額( )(円)	13,981.25	1,709.00	16,120.32	137.94	12,932.99
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	13,325.79	-	15,350.98	137.92	12,221.58
自己資本比率(%)	-	-	30.7	29.3	30.0
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	5,766	2,687	-	-	13,229
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,764	2,131	-	-	4,035
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	5,084	5,099	-	-	9,460
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	9,999	6,271	10,814
従業員数(人)	-	-	4,773	4,357	4,584

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載  
していません。  
 2. 営業収益には、消費税等は含んでおりません。  
 3. 第8期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在  
するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数（人）	4,357 (5,058)
---------	---------------

（注）従業員数は就業人員（当企業グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当企業グループへの出向者を含む。）であり、臨時使用人数（パートタイマー他）は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を（　）外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数（人）	12
---------	----

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

当企業グループは、ゴルフ事業を単一の報告セグメントとしておりますので、セグメント情報に関連付けた記載をしておりません。

#### (1) 生産及び受注の状況

該当事項はありません。

#### (2) 販売実績

前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間の営業収益を内容別に示すと、次のとおりであります。

営業収益内容(百万円)	前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 6月30日)	増 減(百万円)
ゴルフプレー等収益	13,474	11,288	2,186
レストラン・商品販売収益	5,556	4,608	948
年会費等収益	1,901	1,846	55
その他	981	817	164
合計	21,915	18,561	3,353

(注) 1. セグメントごとの記載に代えて、営業収益の内容別の記載をしております。

2. 本表の金額には、消費税等は含まれてありません。

3. 当企業グループの販売実績は、ゴルフが屋外のスポーツであることから気象条件の影響を強く受けます。具体的には、降雪によるゴルフ場クローズの発生する冬季や、猛暑による日中の屋外活動が敬遠される夏季にオフシーズンとなり、気候の比較的穏やかな春季・秋季にオンシーズンとなります。この結果、冬季・夏季に該当する第1四半期及び第3四半期は低調となり、第2四半期及び第4四半期には好調な営業収益を計上できる傾向にあります。

## 2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、世界経済の回復の鈍化、また、特に東日本大震災の発生に伴う需要の大幅な落ち込み、原発事故に伴う先行き不透明感、消費活動における自粛ムード等により、全般的には厳しい経済環境が続きましたが、6月以降において、一部の経済指標で回復傾向が見られる状況になりました。

このような状況の下、当企業グループは、昨年策定いたしました「中期経営計画」に基づき、顧客ロイヤルティの向上とゴルフ場オペレーションの効率化を目指して様々な施策を推進する一方、グループ会社のスリム化を行い、グループ全体としての収益力の向上に努めてまいりました。

大震災の影響により一時的に営業停止を余儀なくされたゴルフ場は34に及びましたが、順次復旧作業を進めた結果、平成23年7月1日現在において、宮城県の1ゴルフ場を除き、全ゴルフ場が営業を再開しております（一部のゴルフ場では部分営業）。

一方で当企業グループは、大震災により被災した方々や地域へ復興・支援を目的として、売上金の一部を寄付する「PGMワンプレー=ワンラブ」の活動や、グループのゴルフ場をご利用いただいた全国のゴルファーの皆様を始め、復興支援の精神にご賛同いただいた皆様のご協力により、1億円を超える義援金・支援金の拠出を行い、社会貢献を果たしてまいりました。

この結果、当第2四半期連結会計期間につきましては、営業収益18,561百万円（前年同期比3,353百万円減）、営業利益2,801百万円（前年同期比1,582百万円減）、経常利益2,307百万円（前年同期比1,515百万円減）、四半期純利益163百万円（前年同期比18,903百万円減）となりました。

### (2) 資産、負債及び純資産の状況

#### （資産）

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末から5,230百万円減少して259,964百万円となりました。これは主に、現金及び預金4,543百万円減少によるものであります。

#### （負債）

当第2四半期連結会計期間末の総負債は、前連結会計年度末から1,801百万円減少して183,368百万円となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金を含む長期借入金2,655百万円減少、繰延税金負債928百万円増加によるものであります。

#### （純資産）

当第2四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末から3,428百万円減少して76,595百万円となりました。これは主に、利益剰余金の配当1,478百万円及び四半期純損失2,022百万円の計上によるものであります。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第1四半期連結会計期間末に比べ2,769百万円（第1四半期連結会計期間末9,040百万円）減少し、6,271百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間において、営業活動の結果得られた資金は2,526百万円となり、前第2四半期連結会計期間に比べ2,537百万円（前第2四半期連結会計期間の得た資金5,064百万円）減少いたしました。この主要因は、税金等調整前四半期利益が1,866百万円減少し、災害損失の支払額が483百万円発生したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間において、投資活動の結果使用した資金は1,450百万円となり、前第2四半期連結会計期間に比べ48百万円（前第2四半期連結会計期間の使用した資金1,499百万円）減少いたしました。この主要な要因は、有形固定資産の取得による支出が43百万円減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間において、財務活動の結果使用した資金は3,845百万円となり、前第2四半期連結会計期間に比べ7,526百万円（前第2四半期連結会計期間の使用した資金11,372百万円）減少いたしました。この主要な要因は、長期借入金の返済による支出が1,339百万円増加したものの、社債の償還による支出が9,455百万円発生しなかったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当企業グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の改修工事について完了したものは、次のとおりあります。

ゴルフ場名	内容	工事完了月
総武カントリー倶楽部 総武コース	クラブハウス建築工事	平成23年6月

この他重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,160,000
計	4,160,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,183,633	1,183,633	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株制度を採用して いないため、単元株数 はありません。
計	1,183,633	1,183,633	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により  
発行された株式数は含まれておりません。

( 2 ) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権及び新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第3回 A種新株予約権

平成17年10月14日臨時株主総会決議（平成18年8月25日取締役会決議）

第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)	
新株予約権の数（個）	4,476
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）(注)1	4,476
新株予約権の行使時の払込金額（円）(注)2	112,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年9月20日 至 平成23年9月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 112,000 資本組入額 行使価額に0.5を乗じた額
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 本新株予約権発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権にかかる株式数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は、切り捨てます。

2 本新株予約権の発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、時価を下回る価額で当社普通株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。なお調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

3 新株予約権の行使の条件は下記のとおりです。

新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には新株予約権行使できません。

(1) 就業規則または雇用契約の規定に従い、懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受け、当該従業員の地位を喪失した場合。または、解任により、当社もしくは当社連結子会社の役員の地位を喪失した場合。

(2) 退職もしくは定年退職、または普通解雇により当社もしくは当社連結子会社の従業員の地位を喪失した場合であって、当該従業員の地位喪失日より90日間を経過した場合。または、辞任もしくは任期満了に伴う退任により当社もしくは当社連結子会社の役員の地位を喪失した場合であって、当該役員の地位喪失日より90日間を経過した場合。

(3) その他所定の要件に該当する場合。

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	10,050
新株予約権の数(個)	2,010個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を500万円で除した個数の合計数
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	58,881
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	170,684.2
新株予約権の行使期間	自 平成19年5月15日 至 平成24年4月17日 (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を

(注)2. 記載の転換価額で除した数とします。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算します(当社が単元株制度を採用した場合において、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てます。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てます。

2. 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整されます。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいいます。

$$\begin{aligned} \text{調整後} &= \text{調整前} + \frac{\text{既発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \\ \text{転換価額} &= \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \end{aligned}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含みます。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額とし、同発行価格中資本に組み入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とします。

5. (イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとします。但し、かかる承継及び交付については、( )その時点で適用のある法律上実行可能であり、( )そのための仕組みが既に構築されているか又

は構築可能であり、かつ、( )当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とします。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとします。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されません。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいいます。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとします。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とします。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記( )又は( )に従います。なお、転換価額は(注) 2 . と同様の調整に服します。

( ) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を使用した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を使用したときに受領できるように、転換価額を定めます。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにします。

( ) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を使用した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を使用したときに受領できるように、転換価額を定めます。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とします。

新株予約権を使用することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、本新株予約権の行使期間の満了日までとします。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行います。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の規定に基づいて現金により精算します（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買収請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てます。）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てます。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できないものとします。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

第4回新株予約権

平成20年3月26日定時株主総会決議(平成20年4月16日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	1,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	121,000
新株予約権の行使期間	自 平成23年5月8日 至 平成30年5月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 121,000 資本組入額 行使価額に0.5を乗じた額
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整します。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{株式の分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権割当日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行います。

2. 本新株予約権割当日後に当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当てを行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権割当日後に当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整します。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権割当日後に当社が合併、会社分割、資本減少を行う場合、当社の資産を株主に分配する場合(期末配当及び中間配当を除く。)その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない自由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりです。

- (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には新株予約権行使できません。

解任により当社の役員の地位を喪失した場合。

辞任もしくは任期満了に伴う退任により当社の役員の地位を喪失した場合であって、当該役員の地位喪失の日より90日間を経過した場合。

その他所定の要件に該当する場合。

第5回新株予約権

平成20年3月26日定時株主総会決議(平成21年1月14日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	501
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	501
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	31,650
新株予約権の行使期間	自 平成23年1月15日 至 平成31年1月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 31,650 資本組入額 行使価額に0.5を乗じた額
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整します。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{株式の分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権割当日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行います。

2. 本新株予約権割当日後に当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当てを行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権割当日後に当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整します。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、本新株予約権割当日後に当社が合併、会社分割、資本減少を行う場合、当社の資産を株主に分配する場合(期末配当及び中間配当を除く。)その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりです。

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

(2) 新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には本新株予約権を行使できません。

解任により当社または当社の完全子会社の役員または使用人の地位を喪失した場合。

辞任もしくは任期満了に伴う退任により当社または当社の完全子会社の役員または使用人の地位を喪失した場合であって、当該役員または使用人の地位喪失の日より90日間を経過した場合。

その他所定の要件に該当する場合。

第7回新株予約権

平成21年3月25日定時株主総会決議(平成21年6月1日取締役会決議)

第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)	
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	1,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	61,000
新株予約権の行使期間	自 平成24年6月1日 至 平成31年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 61,000 資本組入額 行使価額に0.5を乗じた額
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整します。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{株式の分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権割当日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行います。

2. 本新株予約権割当日後に当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当てを行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権割当日後に当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整します。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、本新株予約権割当日後に当社が合併、会社分割、資本減少を行う場合、当社の資産を株主に分配する場合(期末配当及び中間配当を除く。)その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりです。

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

(2) 新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には新株予約権行使できません。

解任により当社または当社の完全子会社の役員または使用人の地位を喪失した場合。

辞任もしくは任期満了に伴う退任により当社または当社の完全子会社の役員または使用人の地位を喪失した場合であって、当該役員または使用人の地位喪失の日より90日間を経過した場合。

その他所定の要件に該当する場合。

第8回新株予約権

平成21年3月25日定時株主総会決議(平成21年6月17日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,475
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	2,475
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	57,200
新株予約権の行使期間	自 平成23年6月18日 至 平成31年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 57,200 資本組入額 行使価額に0.5を乗じた額
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整します。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{株式の分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権割当日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行います。

2. 本新株予約権割当日後に当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当てを行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権割当日後に当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整します。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、本新株予約権割当日後に当社が合併、会社分割、資本減少を行う場合、当社の資産を株主に分配する場合(期末配当及び中間配当を除く。)その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりです。

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

(2) 新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には新株予約権を行使できません。

解雇により当社の完全子会社の使用人の地位を喪失した場合。

辞職もしくは任期満了に伴う退職により当社の完全子会社の使用人の地位を喪失した場合であって、当該使用人の地位喪失の日より90日間を経過した場合。

その他所定の要件に該当する場合。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成23年4月1日 ～ 平成23年6月30日	-	1,183,633	-	12,708	-	13,773

## (6)【大株主の状況】

平成23年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
エルエスエフ トランスコンチネンタル ホ ールディングス エスシーエー シーブイエ ー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート 銀行決済営業部)	9, BOULEVARD DE LA PLAINE, B-1050 BRUSSELS, BELGIUM (東京都中央区月島4丁目16-13)	760,000	64.20
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信 託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	19,730	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	15,406	1.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	11,537	0.97
パシフィックゴルフ従業員持株会	東京都港区高輪1丁目3-13 NBF高輪 ビル	4,305	0.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,684	0.31
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーテ イー ジャスデツク アカウント (常任代理人 株式会社三井UFJ銀行)	AVENUE DES ARTS, 35 KUNST LAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	3,135	0.26
ノーザン トラスト カンパニー エイブイ エフシー リ ノーザン トラスト ガンジ ー ノン トリーティー クライアンツ (常任代理人 香港銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WARF LONDON E14 SNT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	3,000	0.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,996	0.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口3)	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,972	0.25
計	-	826,765	69.84

(注)上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、以下のとおりです。

日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	19,730株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	15,406株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	11,537株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	3,684株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	2,996株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	2,972株

( 7 ) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成23年 6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,183,633	1,183,633	権利内容に何ら限定がない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,183,633	-	-
総株主の議決権	-	1,183,633	-

【自己株式等】

平成23年 6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	56,300	55,300	54,900	45,950	45,800	43,250
最低(円)	51,500	51,800	35,550	42,700	42,600	39,950

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間末  
 (平成23年6月30日)

前連結会計年度末に係る  
 要約連結貸借対照表  
 (平成22年12月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	6,271	10,814
受取手形及び売掛金	3,707	3,722
たな卸資産	<sup>1</sup> 1,915	<sup>1</sup> 1,863
繰延税金資産	5,102	4,803
その他	1,689	2,737
貸倒引当金	572	487
流動資産合計	18,114	23,454

固定資産

有形固定資産

建物及び構築物（純額）	42,434	41,750
機械装置及び運搬具（純額）	2,101	2,106
工具、器具及び備品（純額）	2,296	2,257
土地	171,152	171,195
その他（純額）	3,101	3,119
有形固定資産合計	<sup>2</sup> 221,086	<sup>2</sup> 220,429

無形固定資産

のれん	<sup>3</sup> 12,305	<sup>3</sup> 12,737
その他	4,093	4,246
無形固定資産合計	16,398	16,984

投資その他の資産

繰延税金資産	1,177	1,226
その他	3,892	3,805
貸倒引当金	704	705
投資その他の資産合計	4,365	4,325
固定資産合計	241,850	241,739

資産合計

259,964 265,194

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間末  
(平成23年6月30日)前連結会計年度末に係る  
要約連結貸借対照表  
(平成22年12月31日)

## 負債の部

流動負債		
買掛金	673	703
短期借入金	-	4 500
1年内返済予定の長期借入金	7,656	10,568
1年内償還予定の新株予約権付社債	10,050	-
未払法人税等	202	533
賞与引当金	12	131
ポイント引当金	384	376
株主優待引当金	224	75
災害損失引当金	457	-
その他	8,898	8,417
流動負債合計	28,558	21,306
固定負債		
社債	8,000	8,000
新株予約権付社債	-	10,050
長期借入金	86,186	85,929
繰延税金負債	13,000	12,072
退職給付引当金	3,544	3,540
役員退職慰労引当金	86	139
会員預り金	40,298	40,900
その他	3,693	3,232
固定負債合計	154,810	163,864
負債合計	183,368	185,170
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,708	12,704
資本剰余金	13,890	13,886
利益剰余金	49,976	53,478
株主資本合計	76,575	80,068
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	465	519
評価・換算差額等合計	465	519
新株予約権	486	475
少数株主持分	0	0
純資産合計	76,595	80,023
負債純資産合計	259,964	265,194

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
営業収益	2 37,347	2 31,414
営業原価	29,232	25,923
営業総利益	8,115	5,491
販売費及び一般管理費	1 4,045	1 4,090
営業利益	4,069	1,400
営業外収益		
受取利息	4	2
受取賃貸料	27	26
受取保険料	46	-
その他	39	51
営業外収益合計	118	80
営業外費用		
支払利息	1,126	1,040
支払手数料	1,488	151
その他	40	30
営業外費用合計	2,656	1,221
経常利益	1,532	259
特別利益		
固定資産売却益	38	46
債務免除益	18	14
収用補償金	46	55
関係会社株式売却益	-	170
投資有価証券清算益	86	-
過年度固定資産税還付金	52	42
営業補償金	-	136
その他	54	105
特別利益合計	297	571
特別損失		
固定資産除却損	121	182
合併関連費用	8	129
ヘッジ会計終了損	362	-
災害による損失	-	3 1,511
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	115
その他	93	48
特別損失合計	587	1,986
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	1,243	1,154
法人税、住民税及び事業税	259	172
法人税等調整額	15,552	694
法人税等合計	15,292	867
少数株主損益調整前四半期純損失( )	-	2,022
少数株主利益	-	0
四半期純利益又は四半期純損失( )	16,535	2,022

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
営業収益	2 21,915	2 18,561
営業原価	15,730	13,866
営業総利益	6,184	4,694
販売費及び一般管理費	1 1,799	1 1,893
営業利益	4,384	2,801
営業外収益		
受取利息	1	1
受取賃貸料	13	13
法人税等還付加算金	-	14
納税報奨金	11	11
受取保険料	36	-
その他	16	12
営業外収益合計	81	52
営業外費用		
支払利息	563	523
その他	79	23
営業外費用合計	643	546
経常利益	3,822	2,307
特別利益		
固定資産売却益	33	15
賞与引当金戻入額	86	57
債務免除益	4	9
関係会社株式売却益	-	170
投資有価証券清算益	33	-
過年度固定資産税還付金	52	42
営業補償金	-	68
その他	3	30
特別利益合計	214	394
特別損失		
固定資産除却損	77	171
合併関連費用	8	14
災害による損失	-	3 430
その他	0	1
特別損失合計	86	617
税金等調整前四半期純利益	3,950	2,084
法人税、住民税及び事業税	135	94
法人税等調整額	15,251	1,826
法人税等合計	15,116	1,921
少数株主損益調整前四半期純利益	-	163
四半期純利益	19,067	163

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	1,243	1,154
減価償却費	2,090	2,065
のれん償却額	434	429
貸倒引当金の増減額( は減少 )	44	85
賞与引当金の増減額( は減少 )	69	118
ポイント引当金の増減額( は減少 )	3	8
株主優待引当金の増減額( は減少 )	120	148
退職給付引当金の増減額( は減少 )	18	4
役員退職慰労引当金の増減額( は減少 )	14	52
事務所移転損失引当金の増減額( は減少 )	106	-
災害損失引当金の増減額( は減少 )	-	457
受取利息及び受取配当金	5	5
支払利息	1,126	1,040
支払手数料	1,488	151
債務免除益	18	14
投資有価証券清算益	86	-
固定資産除却損	121	182
ヘッジ会計終了損	362	-
災害損失	-	1,054
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	115
売上債権の増減額( は増加 )	98	80
たな卸資産の増減額( は増加 )	159	60
仕入債務の増減額( は減少 )	85	25
前受金の増減額( は減少 )	1,949	1,180
その他	136	850
<b>小計</b>	<b>8,244</b>	<b>4,559</b>
利息及び配当金の受取額	4	5
利息の支払額	949	1,045
その他の収入	99	55
災害損失の支払額	-	818
法人税等の支払額	2,960	909
法人税等の還付額	1,328	841
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>5,766</b>	<b>2,687</b>

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	2,539	2,216
無形固定資産の取得による支出	28	24
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による 収入	496	-
貸付金の回収による収入	4	-
その他	302	109
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,764</b>	<b>2,131</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	500
長期借入れによる収入	81,000	4,300
長期借入金の返済による支出	81,150	6,955
借入れに伴う手数料支払による支出	1,461	163
預け金の増減額(は増加)	10,481	-
更生債権等の弁済による支出	2,764	-
社債の償還による支出	9,455	-
配当金の支払額	1,471	1,471
その他	263	309
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>5,084</b>	<b>5,099</b>
<b>現金及び現金同等物の増減額(は減少)</b>	<b>1,082</b>	<b>4,543</b>
<b>現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>11,081</b>	<b>10,814</b>
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<b>9,999</b>	<b>6,271</b>

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>前連結会計年度まで連結の範囲に含めておりました(株)サンパークは、平成23年1月1日付で、プレミアゴルフ株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、また、プレミアゴルフ株式会社及び那須ゴルフクラブ株式会社は、平成23年1月1日付で、PGMプロパティーズ株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、第1四半期連結会計期間より、それぞれ連結の範囲から除外しております。</p> <p>平成23年4月1日付で、PGMプロパティーズ株式会社からの新設分割により設立された(株)人吉ゴルフ及びPGMプロパティーズ4株式会社からの新設分割により設立された(株)日置ゴルフについては、平成23年4月8日付で、保有株式の譲渡により、それぞれ連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社数 11社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>「資産除去債務に関する会計基準」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これによる当第2四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益に与える影響は軽微であり、税金等調整前四半期純損失は118百万円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間  
(自 平成23年1月1日  
至 平成23年6月30日)

(四半期連結損益計算書)

1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失( )」の科目で表示しております。
2. 前第2四半期連結累計期間において、区分掲記しておりました「受取保険料」は、営業外収益総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結累計期間より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結累計期間の「その他」に含まれている「受取保険料」の金額は1百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

1. 前第2四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の内訳として表示していた「貸付金の回収による収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当第2四半期連結累計期間において「その他」に含めて表示しており、その金額は5百万円であります。

当第2四半期連結会計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年6月30日)

(四半期連結損益計算書)

1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。
2. 前第2四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました「受取保険料」は、営業外収益総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結会計期間より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結会計期間の「その他」に含まれている「受取保険料」の金額は1百万円であります。
3. 前第2四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「法人税等還付加算金」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「法人税等還付加算金」は6百万円であります。

**【簡便な会計処理】**

当第2四半期連結累計期間（自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日）

該当事項はありません。

**【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】**

当第2四半期連結累計期間（自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。  (単位：百万円)	1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。  (単位：百万円)
商品及び製品 1,345 仕掛品 0 原材料及び貯蔵品 568 <hr/> 計 1,915	商品及び製品 1,298 仕掛品 0 原材料及び貯蔵品 564 <hr/> 計 1,863
2 有形固定資産の減価償却累計額は、212,382百万円であります。	2 有形固定資産の減価償却累計額は、213,628百万円であります。
3 のれん及び負ののれんの表示  のれん及び負ののれんは相殺して表示しております。  なお、相殺前の金額は次のとおりであります。  (単位：百万円)	3 のれん及び負ののれんの表示  のれん及び負ののれんは相殺して表示しております。  なお、相殺前の金額は次のとおりであります。  (単位：百万円)
のれん 16,643 負ののれん 4,338 <hr/> 純額 12,305	のれん 17,220 負ののれん 4,482 <hr/> 純額 12,737
4 当座貸越契約及びコミットメントライン契約  当社及び連結子会社であるパシフィックゴルフマネージメント株式会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約及び取引銀行8行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当第2四半期連結会計期間末の借入実行残高は次のとおりであります。  (単位：百万円)	4 当座貸越契約  当社及び連結子会社であるパシフィックゴルフマネージメント株式会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。  (単位：百万円)
当座貸越限度額及びコミットメントライン限度額 13,000 借入実行残高 - <hr/> 差引額 13,000	当座貸越限度額 4,000 借入実行残高 500 <hr/> 差引額 3,500

## (四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。  (単位：百万円)	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。  (単位：百万円)
給与手当 1,249	給与手当 1,259
退職給付費用 106	退職給付費用 101
役員退職慰労引当金繰入額 14	役員退職慰労引当金繰入額 10
ポイント引当金繰入額 137	ポイント引当金繰入額 219
株主優待引当金繰入額 191	株主優待引当金繰入額 221
のれん償却額 434	のれん償却額 429
貸倒引当金繰入額 110	貸倒引当金繰入額 116
2 当企業グループの営業収益は、ゴルフが屋外のスポーツであることから気象条件の影響を強く受けます。具体的には、降雪によるゴルフ場クローズの発生する冬季や、猛暑による日中の屋外活動が敬遠される夏季にオフシーズンとなり、気候の比較的穏やかな春季・秋季にオンシーズンとなります。この結果、冬季・夏季に該当する第1四半期及び第3四半期は低調となり、第2四半期及び第4四半期には好調な営業収益を計上できる傾向にあります。	2 同左
	3 平成23年3月11日に発生しました東日本大震災において、当社の保有する一部のゴルフコースの施設及びコースに損害が発生したことによる、被災した資産の復旧等に要する費用を計上しております。また、「災害による損失」1,511百万円のうち457百万円は災害損失引当金繰入額であります。  また、この地震に伴う営業補償額等については、一部企業財産包括保険により補償される見込みですが、現時点で合理的に見積もることができないため、計上しておりません。

前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
(単位：百万円)	(単位：百万円)
給与手当 606	給与手当 627
退職給付費用 52	退職給付費用 51
役員退職慰労引当金繰入額 7	役員退職慰労引当金繰入額 5
ポイント引当金繰入額 57	ポイント引当金繰入額 112
のれん償却額 217	のれん償却額 214
貸倒引当金繰入額 31	貸倒引当金繰入額 49
2 当企業グループの営業収益は、ゴルフが屋外のスポーツであることから気象条件の影響を強く受けます。具体的には、降雪によるゴルフ場クローズの発生する冬季や、猛暑による日中の屋外活動が敬遠される夏季にオフシーズンとなり、気候の比較的穏やかな春季・秋季にオンシーズンとなります。この結果、冬季・夏季に該当する第1四半期及び第3四半期は低調となり、第2四半期及び第4四半期には好調な営業収益を計上できる傾向にあります。	2 同左
	3 平成23年3月11日に発生しました東日本大震災において、当社の保有する一部のゴルフコースの施設及びコースに損害が発生したことによる、被災した資産の復旧等に要する費用を計上しております。また、「災害による損失」430百万円のうち6百万円は災害損失引当金繰入額であります。 また、この地震に伴う営業補償額等については、一部企業財産包括保険により補償される見込みですが、現時点で合理的に見積もることができないため、計上しておりません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目的金額との関係 (平成22年6月30日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目的金額との関係 (平成23年6月30日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 9,999	現金及び預金勘定 6,271
現金及び現金同等物 9,999	現金及び現金同等物 6,271

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日  
至 平成23年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,183,633株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 486百万円

(注) 第7回の新株予約権は、権利行使することができる期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月23日 定時株主総会	普通株式	1,478	1,250	平成22年12月31日	平成23年3月24日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）及び前第2四半期連結累計期間（自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日）

ゴルフ事業の営業収益及び営業利益の金額は、全セグメントの営業収益の合計及び営業利益の金額の合計に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）及び前第2四半期連結累計期間（自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日）

本邦以外の国又は地域に存在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）及び前第2四半期連結累計期間（自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間（自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

当企業グループは、ゴルフ事業を単一の報告セグメントとしており、その他の事業については、重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（金融商品関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成23年6月30日）

前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成23年6月30日）

前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

（ストック・オプション等関係）

当第2四半期連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

1.ストック・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費（株式報酬費用） 7百万円

特別利益その他（新株予約権戻入益） 4百万円

（企業結合等関係）

当第2四半期連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

共通支配下の取引等に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
1株当たり純資産額	1株当たり純資産額
64,301.57円	67,248.88円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	76,595	80,023
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	486	475
(うち新株予約権)	(486)	(475)
(うち少数株主持分)	(0)	(0)
(うちA種優先配当)	(-)	(0)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (百万円)	76,109	79,548
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末 (期末)の普通株式の数(株)	1,183,633	1,182,894

## 2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 13,981.25円	1株当たり四半期純損失金額 1,709.00円
潜在株式調整後1株当たり四半期純 利益金額 13,325.79円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額について、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失( )(百万円)	16,535	2,022
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ( )(百万円)	16,535	2,022
期中平均株式数(株)	1,182,702	1,183,489
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額	29	-
(うち優先株式)	( 0)	-
(うち新株予約権付社債)	(29)	-
普通株式増加数(株)	60,414	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 16,120.32円	1株当たり四半期純利益金額 137.94円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 15,350.98円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 137.92円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	19,067	163
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	19,067	163
期中平均株式数(株)	1,182,807	1,183,633
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額	14	0
(うち優先株式)	( 0 )	( 0 )
(うち新株予約権付社債)	(14)	( - )
普通株式増加数(株)	60,248	134
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成21年3月25日 定時株主総会決議 第8回新株予約権 普通株式：2,475株 平成19年4月12日 取締役会決議 2012年満期ユーロ円建転換 社債型新株予約権付社債 額面総額 10,050百万円

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

## 2 【その他】

(四半期レビュー報告書日後に発生した重要な後発事象)

重要な連結子会社同士の合併について

当社の100%連結子会社であるPGMプロパティーズ株式会社と同じく100%連結子会社であるPGMプロパティーズ2株式会社は、平成23年8月8日開催の両取締役会において合併契約書締結の承認を決議し、同日付で合併契約書を締結いたしました。当該合併は共通支配下の取引等であり、その概要是次のとおりであります。

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業

名称 PGMプロパティーズ株式会社

事業の内容 ゴルフ場経営

被結合企業

名称 PGMプロパティーズ2株式会社

事業の内容 ゴルフ場経営

(2) 企業結合日

平成23年10月1日(予定)

(3) 企業結合の法的形式

PGMプロパティーズ株式会社を存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

PGMプロパティーズ株式会社

(5) 取引の目的を含む取引の概要

連結子会社統合によるガバナンス強化を通じて、より効率的なグループ経営の推進を目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計基準第21号 改正平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行う予定です。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月6日

P G Mホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 望月 明美 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 板谷 宏之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているP G Mホールディングス株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、P G Mホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月5日

P G Mホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 望月 明美 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 板谷 宏之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているP G Mホールディングス株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、P G Mホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。